

ンデシタ爲メニ書面ヲ以テ 九項目ノ要請書ヲ郵送シテ
置イタノデアリマスガ 其ノ回答トソレカラ臨時昇給
ノ問題ヲ御願スル爲メニ伺ツタノデアリマス
先ヅ順序トシテ改竄提出ノ要請書ノ事カラ申上ゲタイト
思ヒマス

要請書ヲ以テ御願ヒシタ九項目ト申シマスノハ

- 一、綜合派出所制度ヲ根本的ニ改革サレタシ
- 一、労働過重反對人員ヲ補充サレタシ
- 一、外線工科制ヲ撤廃シ三分ノ獎勵歩ヲ支給サレタシ
- 一、事故係ハ原則トシテ待機セシムルコト
- 一、電工ニ對シテ「リマカー」及自轉車ヲ貸與サレタシ
- 一、倉庫夫ニ對シテ獎勵歩ヲ支給サレタシ
- 一、倉庫夫ニ對シテ兩月ヲ支給セラレタシ
- 一、忌引ハ費與ニ影響セシメザルコト

一、線夫 電工 倉庫夫ノ職名ヲ変更サレタシ
デアリマシテ之等事項ノ内容ハ既ニ御承知ノ事デアリマ
スカラ 説明スルコトヲ省ケマスガ特ニ申上ゲテ置マタ
イ事ハ電工ノ自轉車使用デアリマス
之ハ誰今自分ノ自轉車ヲ使用シテ居ルノデアツテ 電工
ハ此ノ自轉車が無イト仕事ニナラナイノデアリマス
其他各員共々從業員ノ切實ナル要請デアリマス
特ニ御考察願ヒタイト考ヘル次第デアリマス

磯谷係長

第一項ヨリ順次御答ヒシタイト思ヒマス
第一項ノ綜合制派出所問題ハ會社が従来營業所ニ於テ取
扱ヒ来ツタ処ノ云事 檢事其他各報ノ事務ヲ派出所ニ於
テ取扱フ様ニシタ事柄デアリマスガ之ハ需要者が遠イ營
業所迄出カケナラトモ用が足りル様ニ需要家ノ利便ヲ考